

# 災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

藥傷！

単に、転んだだけでは済まなかつた

製造工場等での設備工事を主に行うT社（労働者数約9人）で働くAさん（55歳）は、一般作業員として採用され約2カ月になる。

## ◎ 労働災害発生状況

と、早速今日の作業内容等について打合わせを行ひ、そして、終了すると9時頃から作業に取りかかつた。工事は、メッキ工場での生産能力増強に対応するためのもので、電源ケーブル等を納めて配線するための配管・ラックを設置するものである。工事を行う建屋内にはメッキ等関連の薬液タ

ビ管（直径約3cm、床上約20cmにあり、薄黒く汚れている）をまたいで歩く際にこの管に片足を引っ掛けた。転倒した。この直後、引つ掛けた衝撃で折れた塩ビ管から硝酸（濃度約60%の液体。特定化學物質の第3類物質）が水道水のように噴き出し、倒れたAさんの両下肢にかかるつてしまつた。急ぎ

処置して手当を受けたAさんであつたが、薬傷により休業10日程になつたのである。

## ◎発生原因と対策

①塩ビ管に破損防止のための防護装置を講じていなかつたこと。また、そのための設備情報の入手等を行つていなかつたこと。

## ○発生原因と対策

を入手・把握して、それらからの危険回避の措置を講じて後に作業すべきといえるが、本例では未実施であった。T社が自ら調査・確認するほか、E社工場からの必要な設備情報の入手、あるいはE社からの情報提供が、再発防止の上で欠かせないといえる。

※労働安全衛生規則第24条の11

右記の調査は、建設物の設置や変更等するとき、設備等を新規に採用や変更するとき、その他の時期に行うものとする。

【硝酸】大部分の金属を腐食する。皮膚、粘膜、目の激しい薬傷を起こす吸入により呼吸器を刺激し、肺水腫を起こす。許容濃度2 ppm

折って噴き出した硝酸。  
これによる災害は、降つ  
てわいたような……、と  
いえるのか否か。事前に  
措置しよう、職場に潜む  
危険の芽！



設備工事等を行う作業場には、当該作業に直接には関係しないものが共存していることがある。例えば、本例の如き危険有害物があるし、さらには電気設備や動力機械等もあるう。従つて、これららの作業場で安全に作業するには、事前に危険性や有害性の有無等の情報

め必要な措置を講じること。

※同法第28条の2

事業者は、……建設物  
設備等による、又は作業